

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center;">(令和3年12月16日公開の「旧割烹新川屋本館改修工事設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル」の「建築設計委託要領書」より抜粋)</p>
<p style="text-align: center;">建築設計委託要領書</p> <p>(略)</p> <p><u>(「5. 積算」を削除)</u></p> <p><u>5. 成果品の事前提出期日</u> 地盤調査結果報告書、耐震診断に係る現地建物調査報告書(調査写真等)については、<u>令和4年3月25日(金)</u>までに提出すること。</p>	<p style="text-align: center;">建築設計委託要領書</p> <p>(略)</p> <p><u>5. 積算</u></p> <p>(1) <u>積算の基準となるものは、「公共建築工事積算基準」(官庁営繕関係統一基準)とする。</u></p> <p>(2) <u>労務単価は、三省協定の最新版又は監督員の指示による単価とする。</u></p> <p>(3) <u>複合単価の優先順位は、原則として次による。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア <u>千葉県県土整備部営繕課作成の営繕工事単価</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>建設物価、建築コスト情報、建築施工単価及び監督員の指示による単価</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ウ <u>公共建築工事標準歩掛り(官庁営繕関係統一基準)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">エ <u>その他建設物価調査会及び経済調査会発行の歩掛り</u></p> <p style="margin-left: 20px;">オ <u>3社以上の見積り、カタログ価格に適切な掛け率を乗じた価格</u></p> <p>(4) <u>前号イ又はオによる場合については、単価比較表(市指定様式)を作成し、提出する。</u></p> <p>(5) <u>見積りにより単価を決定し、メーカーリストに記載された資材・機器等は、記載されたメーカーの全てより見積りを徴収する。</u></p> <p><u>その他詳細は、監督員の指示による。</u></p> <p><u>6. 成果品の事前提出期日</u> 地盤調査結果報告書、耐震診断に係る現地建物調査報告書(調査写真等)については、<u>令和4年3月15日(火)</u>までに提出すること。</p>